

横石信一

覺書(第二項)

野田醬油醸造組合 平和を確保する爲四月十日付覺書に基き作業に關する制度並に作業標準分量は左の各項に依り實行を望む、

一、工員は常備の入手間仕事を爲す者の外別表作業標準分量表に示す作業を終了したるときに監督を経て工場主任に申出て作業成績の檢分を受け其承認を得たるときは時間内と雖も早歸を認むること

二、工員勵精の結果作業標準分量表に示す定量の作業を終了し尙引續き會社又は事業主が業務の都合により定額以上の作業を命じ工具に於て之を爲したるときは作業分量に應じ歩増を爲すこと

三、工員規定の時間内に作業分量表に示す作業を終了せざるときは其作業成績に應じ歩引を爲すこと

大正十二年五月二十五日

調停者知事代理

千葉縣内務部長

白上佑吉

本多貞次郎

以下町委員連書

會社代表者野田醬油株式會社長

茂木七郎右衛門

醬油醸造組合總代

山下平兵衛

前記各條項を承認し之が實行を誓ふ

前記各條項を承認し誠意作業に従事することを誓ふ

従業員總代

岡野實

山口六市

小岩井相助

和田喜一郎

古谷作藏

生駒寅松

第二次調定覺書に基き發布の諸規定

自今作業に關しては工員規定に定むる所の外尙左記各項の規定に依る

一、工員は常備の入手間仕事を爲す者の外別紙作業分量表に示す作業を終了したるときは監督を経て工場主任に申出て作業成績の檢分を受け其承認を得たるときは時間内と雖も早歸を認許すること

二、工員勵精の結果作業標準分量表に示す定量の作業を終了し尙引續き會社が業務の都合に依り定額以上の作業を命じ工具に於て之を爲したるときは作業分量に應じ歩増を爲すこと

三、工員規定の時間内に作業分量表に示す作業を終了せざるとき其作業成績に應じ歩引を爲すこと

四、時間内早歸りの承認を得たる工員は工場主任より作業終了承認證を受取り退場の際工員規定第三十七條の名札と共に受付係に示したる後退出すべきこと